

南海トラフ地震臨時情報発表時の 香川県内における防災対応方針

令和3年5月（一部改定）

香川県危機管理総局危機管理課

目次

I	趣旨	1
II	南海トラフ地震臨時情報	2
III	国における検討状況	3
1	南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ	3
2	南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ	3
3	南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）	3
IV	香川県における防災対応	8
1	基本的な考え方	8
2	住民の防災対応	8
V	防災対応の実効性確保のための取組み	13
1	住民等への情報伝達	13
2	避難所の運営等	13
3	「南海トラフ地震臨時情報」等に関する住民の理解促進	13
4	関係部局間及び地域内の各主体との連携	14

I 趣旨

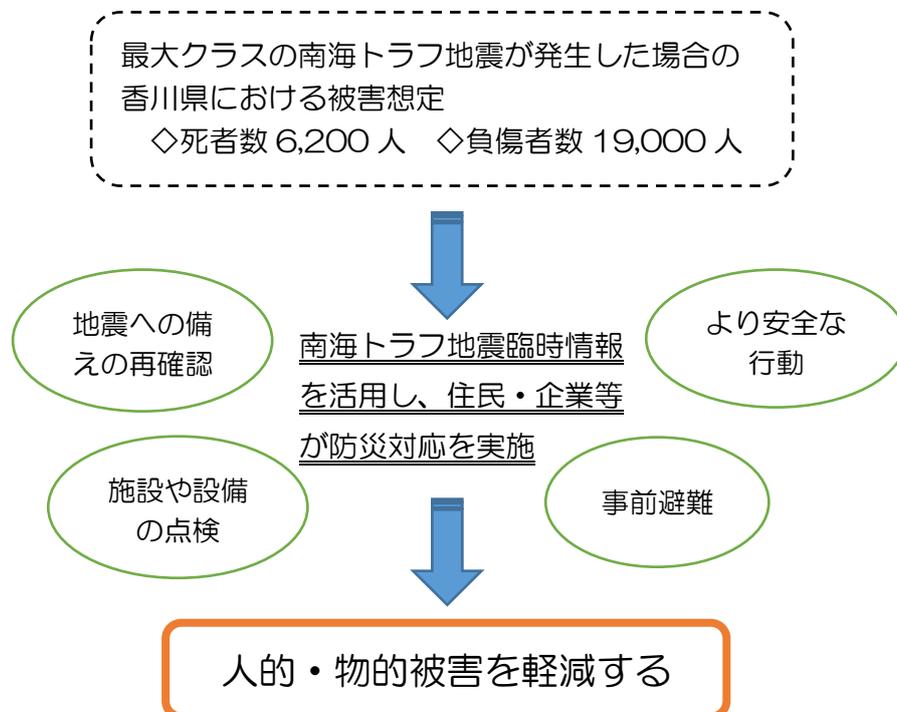
南海トラフ沿いの地域においては、マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%（平成31年1月1日現在）とされており、大規模な地震・津波が発生すれば、香川県においても、広域な範囲で甚大な被害が想定されている。

このような中、国の中央防災会議に設置された「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において、南海トラフ沿いで大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合の防災対応の方針が平成30年12月にとりまとめられた。

また、内閣府では、このとりまとめ結果を受けて地方公共団体や企業が防災対応を検討するための指針となる「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を平成31年3月に作成（令和元年5月一部改訂）したところである。

「南海トラフ地震臨時情報発表時の香川県内における防災対応方針」（以下「本対応方針」という。）は、こうした国における検討状況を踏まえ、南海トラフ地震の発生可能性が高まったと評価された場合等に発表される「南海トラフ地震臨時情報」を活用し、県民一人一人の命を守り、人的・物的被害の軽減につなげるため、香川県及び県内市町がとるべき防災対応の方針についてとりまとめを行ったものである。

なお、南海トラフでの大規模地震発生前に、必ずしも先行する異常現象が観測されるとは限らないことから、引き続き突発地震に備えた防災・減災対策を進めることの重要性はこれまでと変わらないことに留意する必要がある。



Ⅱ 南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合や、その調査結果を発表する場合などに「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとしている。

また、調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合などには「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。

なお、「南海トラフ地震臨時情報」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを付記して発表される。

＜南海トラフ地震に関連する情報の種類＞

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。）

＜南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード＞

キーワード	キーワードを付記する条件
調査中	<ul style="list-style-type: none"> 下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ○「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

Ⅲ 国における検討状況

1 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ

地震予測の現状も踏まえ、南海トラフ沿いの地震観測や観測結果の評価体制、観測・評価に基づく地震防災対応のあり方について検討するため、平成 28 年 6 月、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された。

平成 29 年 9 月に報告書がとりまとめられ、確度の高い地震の予測は困難であるが、現在の科学的知見を防災対応に活かすという視点は重要であるとし、南海トラフ沿いで異常な現象（典型的なケースとして「半割れケース」、「一部割れケース」、「ゆっくりすべりケース」）が観測された場合の防災対応の基本的な方向性などが示された。

2 南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ

上記 1 の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告及びその後のモデル地区（静岡県、高知県、中部経済界等）における具体的な検討状況を踏まえ、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応のあり方や、防災対応を実行するに当たっての仕組み等について検討するため、平成 30 年 3 月、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された。

平成 30 年 12 月に報告書がとりまとめられ、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合の住民や企業等の防災対応の考え方などが示された。

3 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第 1 版）

内閣府は、上記 2 の「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」のとりまとめ結果を地方公共団体や企業が防災対応に活かすため、各機関が具体の防災計画を策定する際に参考となるガイドラインを作成した。

【国のガイドラインの概要】

（1）防災対応をとるべきケース

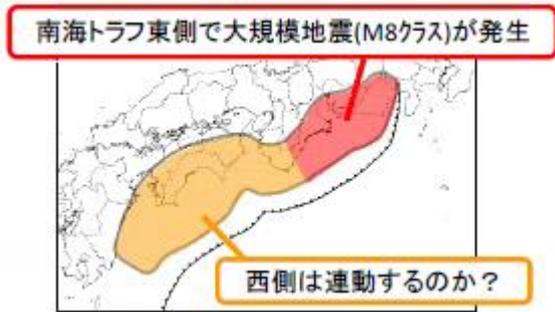
南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、大規模地震の発生可能性が高まったと判断できるケースとして示されている「半割れケース」、「一部割れケース」、「ゆっくりすべりケース」の 3 通りについて防災対応をとるべきケースとしている。

① 半割れケース（大規模地震）／被害甚大ケース

南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下「M」という。）8.0 以上の地震が発生した場合

<半割れケースの過去事例>

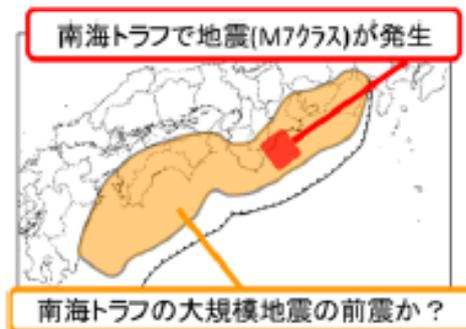
- ◇ 1944 年昭和東南海地震（M8.2）の約 2 年後の 1946 年に昭和南海地震（M8.4）が発生
- ◇ 1854 年安政東海地震（M8.6）の約 32 時間後に安政南海地震（M8.7）が発生
- ◇ 8 事例の大規模地震のうち、少なくとも 5 事例は東側・西側の両領域がほぼ同時若しくは時間差をもって破壊



半割れケースのイメージ (国のガイドラインより)

② 一部割れケース (前震可能性地震) / 被害限定ケース

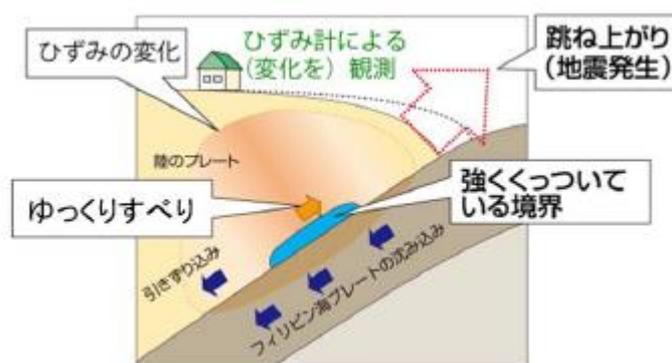
南海トラフの想定震源域及びその周辺においてM7.0以上の地震が発生した場合 (半割れケースの場合を除く)



一部割れケースのイメージ (国のガイドラインより)

③ ゆっくりすべりケース / 被害なしケース

ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合



ゆっくりすべりケースのイメージ (国のガイドラインより)

(2) 防災対応の基本的な考え方

地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえつつ、住民・企業・地方公共団体等が、「半割れケース」、「一部割れケース」、「ゆっくりすべりケース」の3通りの現象の後に発生するおそれがある南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備えるための防災対応を検討・実施するにあたり、以下の考え方を認識することが重要とされている。

① 地震リスクを意識して、個々の状況に応じてより安全な行動を選択する

大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることを踏まえ、

- ・地震発生可能性 と
- ・防災対応の実施による日常生活や企業活動への影響

のバランスを考慮しつつ、一人一人が自助に基づき、災害リスクに対して、「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。

② 突発地震に備える

地震発生の可能性が高まったと評価された場合、日常の生活や企業活動に大きな影響がある防災行動（全住民の避難など）を選択する必要があるのは、津波からの避難が明らかに間に合わない等、突発地震に対する災害リスクが高い地域である。このようなリスクが高い地域については、避難施設の整備や建物の耐震化、家具の固定など事前対策を実施することが重要であり、これらの事前対策を推進することが後発地震への備えのみならず、突発地震に対する安全性の確保につながる。

(3) 各ケースの防災対応の考え方

	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
特性	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いにおける「半割れケース」を含む大規模地震の発生頻度は100～150年程度に一度 ○南海トラフ沿いの大規模地震のうち直近2事例は、それぞれ約2年、約32時間の時間差をもって連続してM8以上の地震が発生 ○世界の事例では、M8.0以上の地震発生後1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度 	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いにおける発生頻度は15年程度に1度 ○南海トラフ沿いにおける「一部割れケース」に相当する地震の直近7事例では、その後大規模地震が発生した事例はない ○世界の事例では、M7.0以上の地震発生後1週間以内にM8クラスの地震が発生する頻度は数百回に1回程度 	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフでは前例のない事例 ○現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない
社会の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地域では、応急対策活動を実施 ○被災地域以外では、大きな被害は発生しないものの、沿岸地域では大津波警報・津波警報が発表され、住民は避難 	<ul style="list-style-type: none"> ○震源付近の地域では大きな揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では避難 ○「半割れケース」と比較して、大きな被害は発生しない 	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフでは前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている
住民の対応	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸域等の避難を前提とした防災対応を実施 ○地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難 ○地震発生後の避難では間に合わない可能性がある地域の要配慮者は避難し、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ○それ以外の地域の住民は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる 	<ul style="list-style-type: none"> 地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施 ○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施） 	<ul style="list-style-type: none"> 地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施 ○日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる
企業の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○不特定多数の者が利用する施設や、危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施 ○大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施 ○それ以外の企業についても、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる 	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃からの地震への備えを再確認する等 	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃からの地震への備えを再確認する等
最も警戒する期間	<ul style="list-style-type: none"> ○1週間を基本 ○その後、「一部割れケース」の防災対応を1週間取ることを基本 	<ul style="list-style-type: none"> ○1週間を基本 	<ul style="list-style-type: none"> ○すべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで

(4) 各ケースにおける防災対応の流れ

	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○個々の状況に応じて防災対応を準備・開始
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ○地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ○日頃から地震への備えを再確認する等
1週間	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
2週間	巨大地震注意対応 ○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
すべりが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
大規模地震発生まで			

IV 香川県における防災対応

1 基本的な考え方

香川県では、平成 25 年から 26 年にかけて 4 回にわたり、南海トラフ地震等の震度分布や浸水域、人的・物的被害の推計などを示した「香川県地震・津波被害想定」を公表しており、南海トラフの最大クラスの地震が発生した場合には、最大で、死者数が 6,200 人、負傷者数が 19,000 人、建物の全壊・焼失数が 35,000 棟などと予測されている。

一方で、建物の耐震化を 100%にした場合には、全壊棟数が約 11 分の 1 に、家具類の転倒防止対策実施率を 100%にした場合は、死傷者数が約 4 分の 1 に、地震発生後直ちに避難すれば、津波による死者数が約 23 分の 1 に軽減されるなどの減災効果も推計されている。

このため県では、人的・物的被害をゼロに近づけることを目標に、香川県国土強靱化地域計画や香川県南海トラフ地震・津波対策行動計画を策定し、ハード・ソフト両面から総合的かつ計画的に各種施策を推進しているところである。

引き続き、突発地震に備えた対策を進めることに変わりはないが、南海トラフ地震の発生可能性が高まったと評価され、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合には、住民・企業等が後発地震に備えた防災対応を実施することにより、被害のさらなる軽減が図られると考えられる。

こうしたことから、国のガイドラインの考え方にに基づき、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の住民避難等の防災対応について県内統一的な方針をとりまとめ、今後、本対応方針に沿って、県・市町・防災関係機関等が引き続き連携して取組みを進めていくこととする。

2 住民の防災対応

香川県防災対策基本条例の基本理念である「防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則」とする考え方のもと、住民一人一人が「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を検討・実施することを基本とし、県及び市町は、想定される地震・津波の状況、「南海トラフ地震臨時情報」の内容など住民が防災対応を検討するために必要な情報を提供する。

また、市町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合において、地震が発生してからの避難では、住民の身体に危険を及ぼすおそれがある場合など、後発地震による災害リスクが高い地域については、住民の事前避難を検討することを基本とする。

（1）巨大地震警戒対応（半割れケース）

① 日頃からの地震への備えの再確認等

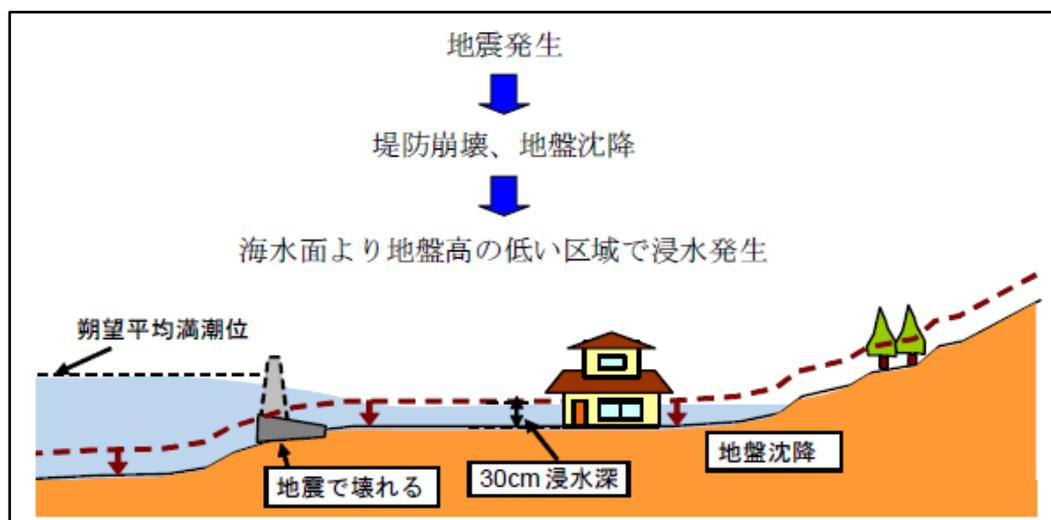
- ・住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間、後発地震発生に注意し、できるだけ安全な行動をとることが重要である。
- ・このため、県及び市町は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないように、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

日頃からの地震への備えの再確認の例	できるだけ安全な防災行動の例
<ul style="list-style-type: none"> ・家具の固定の確認 ・非常用持出品、備蓄の確認 ・避難場所、避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・高いところに物をおかない ・できるだけ安全な部屋で就寝 ・危険性の高い場所にできるだけ近づかない など

② 浸水想定区域における後発地震に備えた事前避難

ア 避難検討対象地域

- ・国のガイドラインにおいて、避難検討対象地域は、津波による 30cm 以上の浸水が地震発生から 30 分以内に生じる地域を基本としつつ、地域の状況に応じて、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれがある地域が対象とされている。
- ・「香川県地震・津波被害想定」では、津波により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じる地域は該当がないものの、大規模地震発生時には、河川・海岸堤防の崩壊や地盤沈降により、津波到達前に浸水が開始することが想定されており、同被害想定において、浸水深 30cm 到達時間予測図を公表している。
- ・津波に限らず、水深が 30cm 以上になると人が歩行で避難することが困難となることから、同予測図において、堤防崩壊等により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じると想定される地域を避難検討対象地域とする。



堤防崩壊、地盤沈降等による浸水発生のイメージ

(香川県地震・津波被害想定調査報告書より)

イ 事前避難対象者

- ・国のガイドラインにおける基本的な考え方として、「地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮」し、「日常の生活や企業活動に大きな影響がある防災行動（全住民の避難など）を選択する必要があるのは、津波からの避難が明らかに間に合わない等、突発地震に対する災害リスクが高い地域」とされている。
- ・対象地域内の全住民が一定期間事前避難をすれば、日常生活や企業活動に大きな影響を及ぼすことが考えられる一方で、高齢者や障害者、乳幼児等地震発生時に自ら避難することが困難な者や避難に要する時間が長くなる者等については、身体に危険が及ぶおそれがあり、事前避難を検討する必要があると考えられる。
- ・こうしたことから、事前避難対象者は、避難検討対象地域内の要配慮者を基本とする。

ウ 事前避難の期間

- ・国のガイドラインにおいて、「短期的には、大規模地震発生の可能性は時間とともに低下することと社会的な受忍の限度を考慮して、・・・(中略)・・・ケース毎に最も警戒する期間としては、最初の地震発生後「1週間」を基本とする」とされていることを踏まえ、事前避難の期間は「1週間」を基本とする。

エ 「高齢者等事前避難対象地域」に対する「高齢者等避難」の発令

- ・半割れケース（東側でM8クラスの地震が発生）の場合、最初の地震発生後に瀬戸内海沿岸部にも大津波警報の発表により、沿岸部の住民に対して「避難指示（緊急）」が発令されることが想定されている。
- ・上記ア～ウの考え方にに基づき、堤防崩壊等により30cm以上の浸水が30分以内に生じる地域を「高齢者等事前避難対象地域」とし、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、同地域に対して、「高齢者等避難」を発令し、要配慮者については避難を継続する。

オ 避難方法等

- ・大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、安全に留意しながら、避難場所から避難所又は知人・親類宅等への移動を開始することを基本とする。
- ・避難所は、指定避難所又は福祉避難所を基本とし、後発地震の発生時に想定されるリスク（津波等による浸水、土砂災害、耐震性不足等による倒壊等）に対して、できるだけ安全な施設を選定するとともに、受入れが必要な人数や各施設の設備の状況を踏まえて、1週間を基本とした避難生活が可能ない施設を選定する。
- ・災害発生後の避難と異なり、電気・ガス・水道等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されるため、避難者等が自ら必要なものを各自で準備することを基本とする。

カ 地域の実情に応じた検討

- ・事前避難対象地域及び事前避難対象者等の考え方は、上記ア～ウを基本とするが、浸水深 30cm 到達時間や避難場所までの距離、避難者の移動速度、昼夜の違い等を考慮し、市町は、地域の実情に応じてこれらを適切に定めることができるものとする。

③ 土砂災害に対する防災対応

- ・地震に伴う土砂災害は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に定める土砂災害警戒区域外でも発生するケースがあるなど、危険性が高い箇所をあらかじめ特定することが困難である。
- ・一方で、土砂災害が生じた場合には、身体や生命に著しい被害を及ぼすおそれがあることから、不安がある住民に対しては、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応を促すこととする。
- ・なお、「半割れケース」における最初の地震で既に土砂崩れが発生したり、大雨等で地盤が緩み複合災害のおそれがある場合など、市町の判断により避難情報の発令もあり得る。

④ 住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

- ・耐震性の不足する住宅に居住する住民は、知人宅や親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要がある。
- ・また、住民は、地震火災の発生を防止するため、普段から感震ブレーカーの設置等の事前対策を進めるとともに、最初の地震が発生した際は、後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることが重要である。
- ・このため、日頃から住民に対して、耐震化の推進や地震火災予防を呼びかけることとする。

(2) 巨大地震注意対応

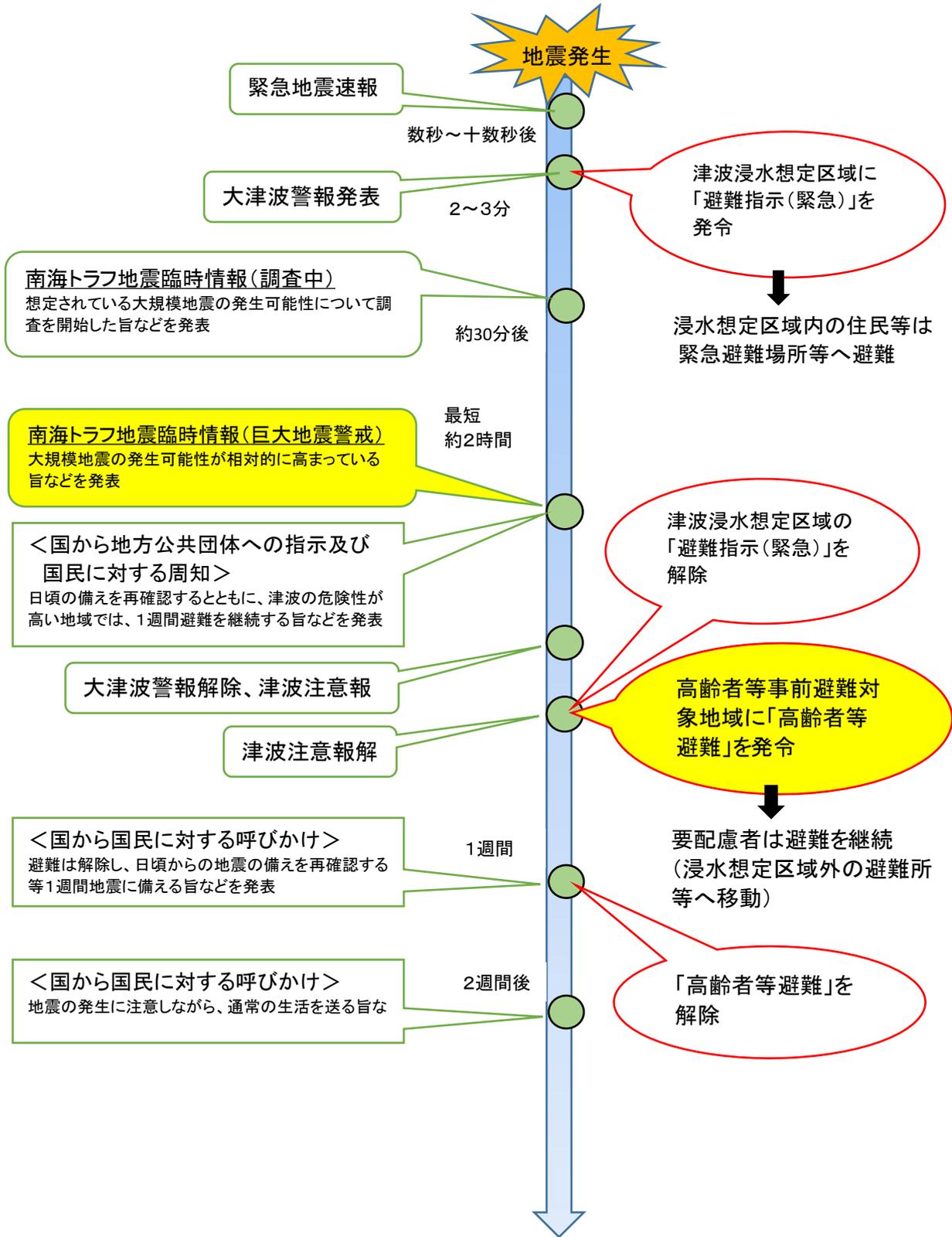
○ 日頃からの地震への備えの再確認等

- ・住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間地震発生に注意し、できるだけ安全な防災行動をとることが重要である。
- ・このため、県及び市町は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないように、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

「巨大地震警戒対応」(半割れケース)における情報の流れと対応のイメージ

<国の発表等>

<避難情報等>



V 防災対応の実効性確保のための取組み

1 住民等への情報伝達

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、住民が迅速かつ適切に防災対応を実施するためには、同情報を速やかにかつ確実に住民に伝達する必要がある。

このため、県は、市町及び消防本部に速やかに同情報を伝達するとともに、防災情報メールや県ホームページ、SNSの活用など多様な伝達手段により住民に対する情報提供を行う。

また、市町は、防災行政無線や有線放送、県防災情報システムによるメール配信のほか、自治会や自主防災組織等を通じての連絡などを行う。

その際、「半割れケース」時等においては、地震や津波、被災状況等多様な情報が輻輳していることが想定され、そのような状況の中において「南海トラフ地震臨時情報」の発表を確実に伝達するためには、特に、報道機関と連携したテレビ、ラジオ等による適時適切な情報提供の実施が重要となる。

2 避難所の運営等

1週間を基本とした避難所運営を円滑に行えるよう、市町や地域住民、自主防災組織、ボランティア等の関係団体による運営体制やそれぞれの役割等をあらかじめ検討しておくことが必要である。

また、市町は、要配慮者が避難をためらうことがないように、避難所における快適な生活環境の確保に努めるとともに、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援を実効性のあるものとするためには、避難行動要支援者名簿の適切な更新及び個別計画の策定が有効であると考えられることから、こうした取組みを推進するものとする。

3 「南海トラフ地震臨時情報」等に関する住民の理解促進

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際に、直ちに後発地震等が起きるといった誤解により、社会的な混乱が発生しないようにする必要がある。

また、南海トラフ沿いでの大規模地震発生前に、必ずしも先行する異常現象が観測されることは限らないことや、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表後、後発地震が発生せずに1週間経過した場合でも、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分留意する必要がある。

このため、住民が「南海トラフ地震臨時情報」を正しく理解し、同情報が発表された際にはあわてることなく適切に行動できるよう、県及び市町は、防災訓練や自主防災組織の研修等あらゆる機会を捉えて、同情報の内容及びとるべき防災対応について、住民に周知を行うこととする。

4 関係部局間及び地域内の各主体との連携

県及び市町は、防災部局のみならず、福祉・商工・土木部局や教育委員会等の関係部局が緊密に連携して防災対応を実施できるよう、連絡・協力体制をあらかじめ検討しておく必要がある。

また、地方公共団体、指定公共機関、企業等の各主体の防災対応は、相互に関連するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、情報共有を図り、必要に応じて協議等を行うこととする。

特に、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づく対策計画を作成すべき施設管理者等に対しては、「南海トラフ地震防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引」(令和元年7月31日消防庁国民保護・防災部防災課長通知)を活用して、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合における防災対応を検討の上、必要事項を計画に明示するよう、県及び市町から働きかけることとする。